コンスタンツ大学法学部正教授3と 復言 宇 抄 書店 償 記記

春

日偉知郎訳

ロルフ・シュテュルナー

### 〈訳者はしがき〉

擦と懲罰的損害賠償訴訟」も、まさに国際製造物責任訴訟についてこのテーマを追求したものであり、ドイツと同じ ナー教授(コンスタンツ大学法学部正教授・シュツットガルト高等裁判所判事)の講演「アメリカ合衆国との司法摩 「司法摩擦(Justizkonflikt)」と呼ばれる現象が、アメリカ合衆国とヨーロッパ諸国との間で話題となって久しいが、 わが国とアメリカ合衆国との間でもこれが激化する様相を呈している。ここに訳出したロルフ・シュテュル

罰的損害賠償を認める判決が言渡され、被告の本国においてこの判決の承認・執行が求められた場合に生ずる諸問題 を検討しようとするものである。その際、著者はまず、大陸法にとって異質な懲罰的損害賠償について製造物責任保 講演における考察の対象は、アメリカにおける外国企業(ドイツの企業)を被告とする製造物責任訴訟において懲 様な問題を抱えるわが国にとってはなはだ示唆に富むものと言える。

訴訟費用についても言及するという幅の広さを示している。また、手続問題として、懲罰的損害賠償判決の一部承認 険との関連性をも視野に入れて、その問題点を鋭く指摘する。次いで、ドイツの「公序(Ordre public)」の観点から 懲罰的損害賠償判決の承認の問題を、財産的損害と非財産的損害とに区別して論ずるほか、弁護士成功報酬をも含む れなかった問題にまでメスを入れている点で、これらの問題領域に寄与するところ大であると考える。 および職権によりこれを斟酌することだけでなく、送達および司法共助の問題にも触れており、従来ほとんど論じら

こで改めて紹介する必要もないであろう。教授の来日は今回で二度目であり、一九九○年九月二七日から一○月一一 著者シュテュルナー教授の略歴および研究業績等については、既にわが国の民訴法学者の間で熟知されており、こ

日までであった。この間、筑波大学および同大塚キャンパスにてここに訳出した講演を行ったほか、慶応大学にて、

名前を記すことはできないが、 国際交流基金)とで主にお引き受けしたが、この期間中私法学会等の開催により御多忙中であるにもかかわらず、特 verfahrens と題する二つの講演を行った。来日の際のお世話は、石川明教授を中心とする慶応大学と筑波大学 (本学 に石渡哲教授、 木川統一郎教授、新堂幸司教授、鈴木正裕教授、竹下守夫教授、中野貞一郎教授のほか、いちいちお und kontinentaleuropäisches Verfahrensverständnis 民訴法関係の諸先生方から多くの御援助、御厚情を賜った。本誌をかりて心より厚く および Grundsätze des insolvenz-

の内容につき、より詳細な議論は、Ernst C. Stiefel und Rolf Stürner, Die Vollstreckbarkeit US-amerikanischer Klagenであり、注については、頁数の関係上、訳者のほうで選択して掲載したことをお断りしておく。また、本講演 本講演の原題は、Rolf Stürner, Der Justizkonflikt mit den Vereinigten Staaten und punitive-damage-

アメリカ合衆国との司法摩擦と懲罰的損害賠償訴訟

お礼申し上げる次第である。

目 次

I テーマの限定

II 懲罰的損害賠償

2 1 規模の大きさ この法制度の特徴

3 制度の目的

4 アメリカ国内での批判と反応

懲罰的損害賠償判決の「承認」とドイツの「公序(Ordre public)」

III

1

懲罰的損害賠償判決は刑事事件における裁判として、審理を経ずにその承認を拒絶すべきか?

2 財産的損害の賠償の基本原理 「公序」によるコントロールの際の「個別化された」比較基準

4 非財産的損害の賠償に関する基本原理 3

IV 5 不承認か一部承認か? 訴訟費用の賠償の基本原理と懲罰的損害賠償判決の承認

四〇

- 1 執行の訴えを全面的に却下するか?
- 原告の一部申立て

2

- 3 「職権による」縮減はどうか?
- 結びの事例
- VI V 送達と司法共助

### I テーマの限定

こうしたすべての観点を斟酌することはできません。ここでは、「極端に高額の損害賠償を認めた判決」に焦点を当て 決の承認、執行適格(Anerkennungs-und Vollstreckungsfähigkeit)が危うくなっています。本講演では、課題として アメリカ合衆国の損害賠償判決は、 ヨーロッパおよびドイツにおいて様々な観点から拒否されており、そうした判

その保険業者が直面するであろう緊急の問題であります。また、アメリカの子会社の不法行為についてヨーロッパの て、次のような問題を取扱うことと致します。すなわち、アメリカに執行適格のある財産が存在しないため、アメリ カの製造物責任に基づく損害賠償権者の差押えがヨーロッパに向けられた場合、ヨーロッパの中規模の製造者および

親会社に責任を負わせる判決の執行も問題となります。これについて、一方で、懲罰的損害賠償を命じた判決をドイ

四二二

約をもとに懲罰的損害賠償を求める訴えを送達すべきドイツの司法当局の義務を肯定しました。 ツにおいて執行することを拒否したベルリン地裁の裁判がありますが、他方最近、ミュンヘン高裁は、ハーグ送達条

## II 懲罰的損害賠償

### 1 この法制度の特徴

行為のみが懲罰的損害賠償をもたらすものであったのですが、今日、それは strict tort liability (厳格不法行為責 イギリスがごく限られた例外的な場合にしか懲罰的損害賠償を認めていないという点です。ともかく、「懲罰的損害賠 ては「重大な過失行為」である場合に、実損害の他に損害賠償額を上乗せするものであります。元々は、特定の不法 償」は右のような要件の下で認められるため、これが争点となる訴訟では公判前(証拠)開示は厳しいものとなりま 「懲罰的損害賠償」という法制度は、責任惹起行為が「危険を顧みない意図的な行為」である場合、また事情によっ の場合であっても認められ、製造物の欠陥が「消費者の安全を著しく無視」した場合もこれに該当致します。勿 初めから懲罰的損害賠償の制度が存在しない州や制限的にのみこれを認めている州もあります。興味あるのは、

2

で原告の両親が死亡したことについて、一五万ドルの賠償額のほか一千万ドルの懲罰的損害賠償が命ぜられました。 に対して、一二万五千ドルの損害賠償のほか総額一五〇万ドルの懲罰的損害賠償が命ぜられたり、自動車内での火災 慮されうることになります。例えば、発火のおそれのある素材であることを知りながらこれを使用したテレビの火災 懲罰的損害賠償額は、被告が惹起した、または惹起しようとした侵害行為の特徴、原告に対する侵害の性質および および被告の財産に即して決められます。これを算定するにあたっては、陪審により非常に様々な損害額が考

額のほか二九〇万ドルの懲罰的損害賠償(上級審で二五万ドルに減額)が、製造者が欠陥を知っていた安全性を欠く また、連発ピストルの安全装置が不十分であったため下肢に損傷を受けたことに対して、一三万七七五〇ドルの賠償 タンクにより火傷を負ったことに対して、二〇〇万ドルの損害賠償と三〇〇万ドルの懲罰的損害賠償が、ブレーキの

級審で一七〇万ドルに減額)が、使用者がその有害性を知っていたアスベストによる疾病に対して、三〇万ドルの懲

欠陥により脳および身体に障害をきたしたことに対し、七五○万ドルの損害賠償と四○○万ドルの懲罰的損害賠償(上

事件の規模の大きさを如実に物語っています。 罰的損害賠償が、避妊薬について製造者の警告が遅れたため感染による不妊に対して、五〇万ドルから六二〇万ドル の懲罰的損害賠償が命ぜられました。最近では、ダルコン・シールド事件で約一五〇〇件の訴訟が係属し、損害賠償

罰的損害賠償を認めた訴えの比率はそれぞれの州、郡あるいは裁判所の管轄区域毎に非常にまちまちですが、損害賠 こうしたカテゴリーの多額の損害賠償は、経済全体に対して影響を及ぼさずにいるはずがありません。確かに、

また、 保険の適用除外条項を設けることも一般的ではありませんでした。しかしながら、厳格不法行為責任の領域における とができます。判例の傾向は、政策(public policy) 上保険をかけることをできなくすることに対して反対でしたし、 によるカヴァーから原則として外すことは、一九七五年以来ドイツ保険業者団体(HUK)の勧告に応じたものです。 実施が不可能になったことにより、極端な保険料の増額を余儀なくさせることとなりました。懲罰的損害賠償を保険 懲罰的損害賠償は、他の諸要素と並んで損害賠償の領域で保険の著しい損失を招き、保険市場で当初見込んだ保険の 償訴訟のうち平均して約一○パーセントが懲罰的損害賠償を認めているという事実を看過してはなりません。 損害賠償については、アメリカのすべての州ではありませんが、多くの州において、全部または一部保険をかけるこ アメリカでは、 保険市場における近年の動向の転換に伴って、特定の危険に対する付保に関し私的自治の大幅

### 3 制度の目的

な制限と極端な保険料の増額とが行われました。

だけを目的として、殊に非財産的損害の賠償と訴訟費用の賠償のために裁判所が懲罰的損害賠償を命ずる場合もあり 度一致しています。「懲罰と抑止」を主たる目的としている、というのが最も一般的であります。特に、 般的かつ特別的な予防)と考えられています。またこれと並んで、判例中には、不十分な損害賠償額を補充すること が科せられるべきであり、この者および他の者が社会に損失をもたらす行為を将来行わないようにすべきである(一 償義務の危険を課すだけでは加害行為を防止するのに十分でない場合、その行為者には予想した賠償額を超える制裁 懲罰的損害賠償」の目的は、すべての州で統一的に定まっているわけではありませんが、基本線においてある程 単なる損害賠

るものであり、 後者 (訴訟費用の賠償を目的とする懲罰的損害賠償)は、 また前者(非財産的損害の賠償を目的とする懲罰的損害賠償)は、精神的損害に対する責任が比較的 訴訟費用に関する「アメリカン・ルール」を補正す

## 4 アメリカ国内での批判と反応

遅れて発展したことに起因しています。

的に受け入れがたくなっています。加えて、弁護士報酬が支払いの大きな部分を占め、懲罰的損害賠償が保険料と製 なっていますが、この点は、アメリカの責任・保険体系の急激な衰弱を背景として、質的に変貌を遂げつつあります。 品価格に転嫁されるため、それは大衆の犠牲により弁護士を養うシステムに堕していると批判されています。 ですが、かえってそのために懲罰的損害賠償の威嚇的効果は損なわれてしまい、保険システムは負担がかさみ、社会 すなわち、懲罰的損害賠償が高額であり、頻繁に要求されたため、これを保険でカヴァーすることが認められたわけ の二重処罰や原告の不当利得といったことも指摘されています。恣意的に決められる賠償額も古くから批判の的に アメリカ国内での批判は、様々な観点から、懲罰的損害賠償が体系性を欠いていることを指摘しています。 制裁は刑事法の規律内容であって、民事法が規律するところではないし、行為者に対する刑事訴訟と民事訴訟と すなわ

多くの州は、 もさっちもゆかない状態にあります。各州の改革および対策立法も継続的に行われています。一九七〇年以降、既に いてはその他の州もこれに追随しています。 弁護士の成功報酬を一般的に、 改革立法は、(弁護士報酬の)比率の縮小、裁判所による合理的な配分、 あるいは少なくとも医療過誤事件については制限し、七〇年代後半にお

連邦の新しい立法上の改革の波は、責任・保険体系の危機を打開しようとしていますが、利害衝突のなかでにっち

ことを命じ、原告に支払われる損害賠償については、刑罰的色彩を稀釈化しています。しかしながら、改革立法後も、 より最近の州制定法は、従来うまくいっていなかった連邦の改革計画に即して、懲罰的損害賠償の一部を州に支払う は、その額が制限されたり、一定の事案に限定されたり、あるいは裁判所の特別なコントロールに服することになり、 割合によって明示された最高比率または裁判所による公平なコントロールを規定しています。 懲罰的損害賠償のほう

あり、連邦最高裁に対して、懲罰的損害賠償の廃止ではなく、その緩和が期待されています。 損害賠償は、「適正手続条項」に違反しないか否か、違反するとしてどのような場合か、という問題は未解決のままで な刑罰の禁止の意味において違憲であると判断することを拒否しています。 「陪審員」が法外に高額にしている懲罰的 連邦最高裁は、 懲罰的損害賠償が国家の刑罰ではないことを理由に、実務で行なわれている懲罰的損害賠償を苛酷

懲罰的損害賠償の問題は残存しており、しかも非常に大規模であります。

# Ш 懲罰的損害賠償判決の「承認(Anerkennung) 」とドイツの「公序(Ordre public)」

## 1 懲罰的損害賠償判決は刑事事件における裁判として、 審理を経ずにその承認を拒絶すべきか?

理解し、従って民事訴訟上の判決の承認(ドイツ民訴法三二八条、七二二条以下)の諸規定に服さないものである、 との結論が繰返し述べられています。しかしながら、こうした位置づけは、ドイツ民法三三九条以下に規定されてい 懲罰的損害賠償は制裁と抑止とを目的としているため、私人のための民事事件ではなく、むしろこれを刑事事件と

に分けていますが、そこでは(私人への配分については)私法上の請求権の民事法的性格が一層鮮明になっています。 ことで済んでしまうはずであります。最近いくつかの州が、懲罰的損害賠償を「私人への配分」と「州への配分」と 行ない、あるいはこれを補充的に関係せしめ、二重的性格を有するものとみるとにかかわらず、常に民事事件という メリカ法に則して性質決定し、連邦最高裁と共にこれを私的制裁とみようと、はたまた、ドイツ法固有の性質決定を われるという点であり、私人の下での請求権である以上は、民事事件に相違ないのであります。懲罰的損害賠償をア せん。肝心なのは、アメリカの連邦裁判所もそうですけれども、 制裁金が国家に対してではなく、私人に対して支払

制裁的請求権を正当化しているにもかかわらず、間違いなく民事上の存在であるという事実にそぐいま

# 2 「公序(Ordre-public)」によるコントロールの際の「個別化された」比較基準

せん。 をもつドイツの線分(財産損害、非財産損害および費用賠償)とが比較のために相対しているわけではなく、両法秩 枠内で公序によるコントロールを行う場合、ドイツ法の総体がアメリカの判例全体に対置せしめられなければなりま でした。財産的損害と非財産的損害とについて直ちに同一の基本原理から出発するのは軽率であります。こうした点 けれども、損害賠償法全体の統一的基本原理を確定することがはなはだ難しいということはほとんど顧慮されません 三二八条一項四号)、ドイツ損害賠償法の基本原理が問題となります。この問題に関して、従来解答が試みられました を認識するならば、次のような方法上の帰結が明らかになるはずです。すなわち、ドイツ民訴法三二八条一項四号の 懲罰的損害賠償判決をドイツの損害賠償法の趣旨に即し公序によるコントロールに服せしめる場合(ドイツ民訴法 しかしながら、 特定の原則に支配されているアメリカの線分(実損害と懲罰的損害、 慰謝料)と、 固有の原則

問題についてはドイツの法秩序から出発することによってのみ可能となるものと考えられます。従って、 裁判の国内での妥当について基準を与えてくれる法秩序から出発すること、 序の内部からの分析がふさわしいものとはいえないという点に難しい問題があります。そこで、問題の解決はむしろ、 毎に個別化されているドイツ法上の諸原則を、 アメリカの裁判に関係せしめ、ドイツ法上のカテゴリーと比較して分 すなわち、外国判決のドイツでの承認の 損害の費目

析し直さなければなりません。

官の意思で確定されたものではありません。「陪審」が威嚇を試みたのか、慰謝料を多く考慮したのか、それとも目に 以外に三万ドルの懲罰的損害と二万ドルの弁護士費用をプラスしたとします。「懲罰的損害賠償」に関する部分は裁判 認される額は実際に算定される損害に限定されます。また、 ことになります。 法上の基本原理が確定されなければなりません。その際、プラスすべきものがあれば承認すべき賠償額を上乗せする 確定するためには、 ではありません。 ために(durch Proportionalitätserwägungen) 制限が施されるかもしれません。 を許容しようというのであれば、 ついて多かれ少なかれ明確な原則を設けていたとしても、内容上実際に認められたものが何かということは、 つかぬ訴訟費用を補おうとしたのかはわかりません。上級裁判所または各州の制定法が「懲罰的損害賠償」の認容に 例を挙げてみましょう。アメリカの裁判が物的損害、 それは 財産上の損害賠償の原則の領域では厳密な賠償のみが公序に則することになり、この基準により承 財産上の損害、 (ドイツとの)比較のためには無意味です。むしろ、公序によるコントロールの許容範囲を ドイツに比べて相対的に賠償額は高くなるでしょうが、場合によっては均衡を保つ 非財産的損害および訴訟費用の賠償が比較の対象として置かれ、 現状回復の費用および慰謝料として五万ドルを認め、 非財産損害の基準に則して謝罪または制裁のカテゴリー それらのドイツ 明らか

## 3 財産的損害の賠償の基本原理

補償原理(Ausgleichsprinzip) は加害行為を予防するという独自の目的を持たない

予防は、加害者となりうる者が通常は避けようとする「賠償」という法律効果の反射的作用にすぎません。財産的損 funktion)」に対しては、広く一般的に副次的な意義しか与えられていません。現に、このことは立法者の考え方に合⑵ 否定されています。また、「一事不再理」の原則は二重処罰を禁じています(基本法一〇三条三項)。予防を目的とす 刑法は厳格な合法性の原則(基本法一〇三条二項)に支配されており、裁判官の公平および裁量による不利益処分は 害賠償法の古典的な領域における補償原理は、憲法上も意味のある民事法と刑事法との明確な分離をもたらしました。 致しているのみならず、現行法も特別な予防機能を持った「割増し(Zuschläge)」を原則として認めていませんから、 理は最上位の指導原理です。これに対して、「懲罰的損害賠償」において全面に現れるような「予防機能(Priväntions-まさしく例外として位置づけられていなければなりません。従って、補償原理は、財産的損害賠償法の中核において、 の憲法的評価に注目しなければなりません。すなわち、違法な行為の予防自体を目的としてなされる裁判官の裁量は、 憲法原則は率先してその限界を画そうとしています。補償原理の評価にあたっては、基本法一〇三条二項および三項 る損害賠償額の「割増し」が仮にあるとしても、それは決して国家の刑罰権の実行ではなく、むしろ国家が制定した 財産的損害の補償が基本原理であるということについては争いがありません。補償原理、 回復原理あるいは賠償原

ドイツ民訴法三二八条一項四号の意味におけるドイツ法の本質的な原則であります。

益との間の比例性を具体化しています。保険によって加害者からこの危険が取り除かれる場合は、賠償限度額は「割 必要とするもの以外のものが加害者から取り立てられることはありません。それどころか、ドイツ民法二五一条二項 リカの例が示すように、損害賠償の経済性に対する公的利益をも擁護することになります。 増し」され、相当性が維持されます。比例性を重視することは、 法八八条)。その背後には、 法者は責任限度を規定しています(道路交通法律一八条、航空交通法四六条、責任法一〇条、原子力法三一条、薬事 険責任について、ドイツの立法者は、 の支配可能性、すなわち補償に供される利益と法律効果の予見可能性および計算可能性に関する潜在的な加害者の利 の)存在の否定にまで至ることがありうるという発想が存在しています。(法律が規定する)賠償限度額は、 補償原理は、 相当性原則を通じて補償原理を緩和しています。責任の発生がわずかな要件に結びつけられている結果責任や危 相当性(Verhältnismäßigkeit) および比例性を必然的に伴います。すなわち、被害者が補償のために 加害者の領域内にある些細な原因が予想のつかない大きな結果を惹起し、これが(加害者 補償が権利への不相当な介入になる可能性があると考えました。 被害者の個人的な利益を保護するのみならず、アメ それゆえ、立 責任原因

法者によって具体化されており、その一形態がドイツ民訴法三二八条一項四号の意味におけるドイツ法の重要な原則 公権力に対するのとは別なものであるとしても、 相当性原則は、 公法に譬えるならば憲法の位置を与えられた基本原理です。それは、 あらゆる法並びに民事法を支配しています。 私人間の財貨の帰属 賠償義務の相当性は立 の比重が

であります。

## c) 外国判決の承認適格についての結論

倍加するような場合、その承認を拒否することも考えられます。 高額になるおそれのある場合には、補償原理を制限することさえあります。従って、純粋な厳格不法行為責任の実損 害が高額であり、ドイツの相当性の許容範囲を超える場合、すなわちドイツの損害額のカテゴリーからみて損害額を を正当化したり容認したりは致しません。それどころか、責任の比例性の原則は、責任要件が緩和されて損害賠償が 意義を付与しておりません。中心的な原則としての補償原理は予防機能を限定し、損害の回復を上回る損害額の認容 ドイツ法の原理すなわち財産的損害に対する責任について一般的に支配している原理は、予防機能に対して独自の

# 4 非財産的損害の賠償に関する基本原理

### a) 補償機能と相当性

ているという点であります。この種の侵害は、 ここでも賠償給付は第一次的に、被害者の侵害された生活感情(人生の喜びの喪失)に対する補償・代償機能を有し を埋め合わせる場合に限り原則として可能である、ということを意味します。 すなわち精神的苦痛に対する補償が行われる場合に限られ、そしてまた加害者の加害後の対応の拙さに起因する不快 とを意味します。すなわち、そうした判決の承認は、加害の事実自体に起因する人生の喜びの喪失を補塡する場合、 行為にその原因が認められる場合もあります。このことは、懲罰的損害賠償の認容判決の承認適格について、次のこ 非財産的損害の賠償に関する諸原則について見解は相違しておりますが、次の点では一致がみられます。すなわち、 加害の事実自体からだけ発生するわけではなく、これ以外の加害者の

結論に達します。ここでは、加害者の権利への介入は正当化されません。 ため純粋な結果責任となる場合、相当性の考慮によって、ドイツ法上、非財産的損害の賠償は放棄すべきであるとの 示すことはできません。しかし、損害額の二○パーセントを上回ることは許されないでしょう。責任要件が緩やかな 五万マルクの額(例えば若者の不随麻痺)に達し、これよりも「軽微な」損害または知覚喪失の下での損害のランク にあります。完全な意識のある被害者に最も重大な継続的損害が生じた場合、その慰謝料は二〇万マルクから最高三 きであるとしています。また、賠償額を具体的に決めるにあたり、ドイツの実務は相当性を維持しようと努める方向 せん。ドイツ連邦憲法裁判所は、まさに非財産損害の領域について、加害者の権利への過剰な介入の禁止を強調して います。判例批評も、 補償の相当性原則(Grundsatz der Verhältnismäßigkeit des Ausgleichs) は、学説によりほとんど論じられていま これを目印にして減じられます。加害後の加害者の非協力的な行為が損害額に対して及ぼす影響を正確には 程度および期間、行為の状況、加害者の帰責、場合によっては加害者と被害者との経済的な関係を顧慮すべ 慰謝料の算定に際し、比例性ということを問題にしています。すなわち、被害者に対する侵害

非財産的侵害の補償という懲罰的損害賠償の「第二次的機能」のみを斟酌したとしても、不規則性を伴うものです。 財産的損害を特定するファクターに類似する視点を比例性の基準としています。従って、それは、 題があります。 に相当性に即した補償を命じている場合に限って、承認適格を有する、と。 以上の考察により、次のことが帰結されます。すなわち、非財産的損害に関する外国判決は、それがドイツ法以上 むしろ具体化された数量的査定であり、たとえ懲罰的損害賠償の抑止・制裁機能をとりあえず度外視し、 懲罰的損害の賠償額を算定するためにアメリカ法が一般的に用いている方式は、ドイツ法において非 その際、「相当性の基準」の特定の面で問 抽象的な考量とい

仮にそうであっても公序には違反しない、との主張がなされています。しかし、こうした考えは、相当性の基準を特 加えて、素人の陪審員が関与するため、相当性コントロールはあまり保証されていません。 そこでまず、ドイツの賠償額は、 アメリカのカテゴリーはドイツの国内市場を崩壊に追いやりかねないので、これを緩和せずには受け入れ難いのです。 ま受け入れるのではなく、比較考量のなかで公平な公序コントロールの基準を探し求めることになります。ともかく、 び損害の塡補可能性の枠内で決められます。従って、ドイツの相当性基準を絶対化したり、アメリカの基準をそのま そうです。しかしながら、他方、責任の範囲(Haftungsumfang)については、債務者の責任に応じた保護の可能性およ の行為により外国の領土と係わりをもち、債権者に対する損害の発生の原因が外国の基準の作用する領域にある限り に際しては、外国のカテゴリーが斟酌されますし、またそうでなければなりません。このことは、特に債務者が自己 定する際に事実にそくした考量の必要性を看過しています。確かに、責任の度合い(Haftungshöhe)の相当性を考える ルは元来裁判官の豊かな経験を前提としているからです。また一部では、外国における若干の高額の査定に対しては、 次いで、アメリカの為替相場に換算し、許容範囲を約五〇パーセント上乗せしなければならないでしょう。 購買力の増減を通じてアメリカの国内市場関係にそぐうようにしなければなりませ 蓋し、 相当性コントロー

ドイツの額 × 購買力の増減 × 1.5 です。

その方式は次のようになります。すなわち、

イツの非財産損害の賠償額は 2.25 になり、二倍強を以てアメリカの相場に換算されます。従って、これ以上の場合は、 今、一マルクの対価を取得するために、アメリカでは一・五マルクを支払わなければならないと仮定した場合、ド

現在の相場からみて承認する必要がないということになりましょう。(※)

# り 抑止・制裁機能(Abschreckungs-Pönalisierungsfunktion)か?

挙げています。 ての謝罪等の考えがあります。 非財産的損害の補償機能と並んで、判例および学説は通常、 従って回復という形での謝罪、社会的な埋め合わせとしての贖罪の意味における謝罪、予防のための制裁とし そうした謝罪の具体的な内容は今日に至るまで明確ではなく、 しかし、最後のものだけがアメリカの「懲罰的損害賠償」を理解する道を開いていま 謝罪機能(Genugtuungsfunktion)を第二の目的として 争いがあります。侵害された法感情 0

す。

なわち、 予防目的は、 において考え得るような慰謝料と並ぶ懲罰的損害賠償——はこれを否定するとしました。非財産的損害の賠償を命ず る機能をもっているとは言えません。ドイツ連邦通常裁判所の大法廷判決がこのことを示唆的に物語っています。 しかしながら、 賠償および補償思考が「前面」にあり、損害の算定に際して回復額と謝罪額とを分けること――アメリカ法 物的損害の場合と同じく第二次的な目的でしかなく、損害額に影響を及ぼすことはありません。 人格権侵害の領域を別として――予防思考は何ら意味をもたず、あるいは欄外の意味しかありません。 人格権の侵害に基づかない非財産的損害については、 制裁または抑止が賠償義務を独自に基礎づけ

逆が正しいのです。すなわち、損害の帰責方式のこのような例外的性質は、それ以外で妥当する原則や基本的思想を るとの考え方は、 損害額の算定に重要な影響を与えます。損害賠償が人格権侵害を阻止するためにしばしば唯一の有効な法的手段にな 人格権の侵害があった場合の制裁としてのみ、 このような非常に特殊な個別領域の展開からドイツの損害賠償法の原則を導きだすことは不可能です。否、 連邦通常裁判所の明言するところであり、 予防および制裁思考は独自の機能をもつことができます。そこでは 連邦憲法裁判所によって是認されています。 しかしなが

それだけますます明確にしてくれるのです。

c) 結

考えからして補償が二倍を明らかに上回る場合、ドイツの損害賠償法の主たる機能に反し、従ってドイツの公序に反 理由とする非財産的損害はいずれにせよ損害額の一○ないし二○パーセントに留められます。これ以上の威嚇を目的 するという意味において、相当性はそこなわれることになります。この場合には、ドイツにおける対応措置の遅延を める外国判決の承認が問題となる場合、ドイツの補償に関する相当性(原則)が無視されてはなりません。ドイツの かるべき場合も、 財産的損害を賠償する作用を営んでいる限り、それは原則として承認適格を有します。同様にして、例えば の)対応措置が不当に遅延したことを理由に、身体・自由に対する侵害とは別に、非財産的損害賠償が行なわれてし 例えば、 精神的苦痛に対して十分な賠償がなされていないため、 懲罰的損害賠償を認める判決は承認適格を有します。 懲罰的損害賠償を認める判決が、 しかしながら、こうした懲罰的損害賠償を認 客観的にみて非 (事故

# 5 訴訟費用の賠償の基本原理と懲罰的損害賠償判決の承認

とする損害の割増しはドイツ法の基本思想と相容れません。

賠償判決は、 トロールに耐えうる場合に限り、 懲罰的損害賠償判決中でしばしば顧慮されるようなアメリカの弁護士成功報酬は、 弁護士の成功報酬を認めた外国判決がドイツにおいて執行される場合に匹敵致します。 賠償額の割増しとして正当化されます。訴訟費用の賠償をも含んでいる懲罰的損害 それ自体がドイツの公序のコン

敗訴当事者による必要費用の賠償は、ドイツおよび大陸法の訴訟費用法の原則であります(ドイツ民訴法九一条以

下)。その際、ドイツ弁護士報酬規則は一括システム(Pauschalsystem)を採っており(同法一三条、二〇条以下、三一 条以下)、弁護士費用の三つの手数料に関して各審級毎に、約二〇パーセント(一二〇〇マルク)、五パーセント(一

士費用は訴額に即し、非常に比例的なものになっています。成功報酬はドイツ法上良俗違反です(ドイツ民法一三八 ○万マルク)、一・七パーセント(一○○万マルク)というように段階的に定められています。従って、ドイツの弁護

条)。蓋し、法により当事者に帰属するとされたものの一部を再び奪うことは司法の機関としての弁護士の地位と相容

功報酬はドイツの「公序」に違反しないが、ドイツの基準を斟酌して調整されるべきであるとの見解を示しています。 序に違反しないか否かが問題になったという事件です。これについて、連邦通常裁判所は、原則として、外国法の成 があります。すなわち、ドイツの国際私法により外国法が適用され、従ってドイツの裁判所による外国法の適用が公 クが支払われるべきであるとしました。ちなみに、この場合ドイツの弁護士費用は五千マルクにすぎません。同様の そして、九万マルクの訴額の場合、成功報酬を三五パーセントから二〇パーセントに引き下げ、総額約一万八千マル 外国法のもとでの成功報酬の約定が有効とされるかどうかの点については、次のような事件についてドイツの裁判

の場合は二○パーセント、高額な場合は一○パーセントが受け容れられるところでありましょう。二○年も前の連邦 べきであり、極端に狭くすることは認められないでしょう。すなわち、訴額が小さい場合は三○パーセント、中程度 通常裁判所の判例を前提とするこの数字が、アメリカの「訴訟の濫用に関する法改革法(Litigation Abuse Reform |隠蔽された||成功報酬との関係では、懲罰的損害賠償の公序によるコントロールは、右の判例に則して行われる 事例で、一〇パーセントしか認めなかったものもあります。

Act)」の一九八六年草案中で提案されているということは驚きです。 勿論、 個別事例においては必要経費や訴訟危険

を斟酌しなければならないでしょうが。 結論として、ドイツ民訴法三二八条一項四号による公序コントロールは訴訟の三〇ないし一〇パーセントの成功報

酬が許容されまたそうしなければならないということを帰結致します。

## Ⅳ 不承認か一部承認か?

イツ民訴法七二二条、七二三条)に関して複数の可能性があります。 アメリカの懲罰的損害賠償を認める判決がドイツの公序コントロールに耐え得ない場合、 外国判決の承認手続 (F

## 1 執行の訴えを全面的に却下するか?

判決の全額の執行を求める訴えを全面的に却下することが考えられます。懲罰的損害額は不可分一体のものであり、

にあたるというのがその理由です。勿論しかし、こうした議論は説得力を持ちません。公序コントロールは、「③」 これを減額することは外国判決の変更、すなわち禁止されている"révision au fond"(承認の際の実質的適法性審査)

認の全面的な拒絶も"révision au fond"に依拠しています。訴えの全面的な却下は、訴訟物が分割可能であり、訴え 判決の基礎となっている外国法を法廷地国の法原則と比較することであり、"révision au fond"であるからです。承

が一 す。 されません。 金銭債務名義は常に分割可能であり、金額上部分的な公序違反しか認められない場合、訴えの全面却下は正当化 部理由のあるものである場合は、上限を縮小した申立て(Antragsbescheidung)を認めている現行の原則に反しま

### 2 原告の一部申立て

宣言を独自に申立てることができる場合がそうです。 部では一般的ですが――実損害と懲罰的損害賠償とを主文中で分けて命じているため、ともかく実損害について執行 外国判決が複数の異なる請求権を区別している場合には、疑問の余地が有りません。例えば、アメリカの判決が 原告は執行の申立てを金銭債務名義の一部に限定することができる、とすることは通説に合致します。このことは、(35

うことができます。 ができる場合もそうです。執行債権者は、懲罰的損害賠償のうちの承認適格のある部分を見積もって一部申立てを行 また、支払請求権が一体的に債務名義になっていても、これを容易に分割でき、執行宣言を部分的に申立てること

## 3 「職権による」縮減はどうか?

なります。すなわち、一部執行宣言が債権者の申立てに基づいて可能であるべきだ— を行うことが不可避となって参ります。この結論は、 全面的な執行宣言の申立てに対して全面的な却下を行うことを正当と認めない場合、おそらく職権による一部承認 さらに次の点を考慮することにより、 -通説 補充され、 ―とすると、裁判所は 確実なものと

判所の釈明義務がある以上、実際上は同じ結果になるでありましょう。それゆえ、職権による一部承認を正しいと考 なりません。そうしない場合、手続は瑕疵のあるものとなります。裁判所は、この釈明にあたり、承認適格があると 全面的な却下に先立って、ドイツ民訴法一三九条一項に従い、債権者に対して一部申立ての可能性を釈明しなければ 見做している金額を明示して行うことになります。仮に、職権による一部承認が不適法であると見做すとしても、裁

### 4 結びの事例

最後に、上記の諸原則を具体的に言い換えるため、次の事例を挙げておきます。

対して、約七一万ドルについて承認適格があるということになります。 損害賠償額は二○○万ドルに達しました。ドイツと対照すると次の様になるでしょう。財産的損害は、治療費が一二 るものです。従って、これに費用として総額の一○パーセントを上乗せしますと、二○○万ドルのアメリカの判決に すと八万マルクから一○万マルク(欠陥車の改修の遅延を理由とする)であり、最大でも一三万ドルが承認適格のあ 万ドル、将来の医療費が一○万ドル、逸失利益が三○万ドルとなり、非財産的損害は、ドイツのカテゴリーでゆきま 構造上の欠陥があった乗用車内で原告である子供が全身の四○パーセントに火傷を負いました。アメリカの判決の

## V 送達と司法共助

問があったり、公序を顧慮すべきだとしても、これ以外の結論を基礎づけることはできません。 集条約の下での証拠共助義務も肯定されて参ります。懲罰的損害賠償事件を民事事件として理解することに対して疑 ンヘン高裁が行ったように、そうした訴えについてハーグ送達条約に基づく国際法上の条約義務並びにハーグ証拠収 懲罰的損害賠償判決について一部承認の適格が認められるということが明らかになったので、このことから、ミュ

### VI 結論

扉を完全に閉ざしてしまうものでもなく、双方の歩み寄りです。日本も、 法的な特殊性にどのように係わりあうかについて熟慮を重ねなければならないでしょう。 本講演で提案致しました解決策は、アメリカのやりすぎに全面的に従うものでもなければ、司法および執行共助の 東洋におけるアメリカのパートナーという

### 注

- $\widehat{1}$ LG Berlin RIW/AWD 1989, 988 ff. 本件につき Zekoll RIW/AWD 1990, 302 ff.
- OLG München IPRax 1990, 175. 本件につき Stürner/Stadler IPRax 1990, 157 ff.

- (∞) Rookes v. Barnard(1964) 1 AlIER 367 (House of Lords); Casselle v. Broome(1972) 1 AlIER 801 (House of
- (◄) Gillham v. The Admiral Corporation 523 F. 2d 102 (1975).
- (45) Maxey v. Freightline Corporation CCH-Rptr. No.8316
- 6 Strum, Ruger u. Co. Inc. v. Day CCH-Rptr. No.8532.

Toyota Motor Co. v. Moll 438 So. 2d 192 (Fla.1983)

7

- 8 Hasson v. Ford Motor Co. 32 Cal. 3d 388, 650 P. 2d 1171, 185 Cal. Rptr. 654 (1982)
- (9) Fischer v. John-Manville Sales Corp. 193 N. J. Super. 133, 472 A. 2d 577 (Ct.App.Div.1984) 「アスベスト事件」 の規模については、Hoechst, Die U.S.amerikanische Produzentenhaftung, 1986, S. 91/92.
- (2) Worsham v. A. H. Robins Inc. 734 F. 2d 676 (11th Cir.1984); Palmer v. A. H. Robins Inc. 684 P. 2d 187, 195-96 (Colo.1084)
- (A) Allen, Controlling the growth of punitive damages in product liability cases, 51 Journal of Air Law and Commerce 584 (1986)
- (\text{\tinx}\text{\tinx}\text{\tinit}}}\text{\tinit}}\text{\te}\tintet{\text{\tin}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\ (13.5%); Legal Times v. 31. März 1986, Bericht des Punitive Damage Projekts der American Bar Foundation
- (13) 最近の展開の詳細については、Schumaier und Mckinsey, The Insurability of Punitive Damages, 72 ABA Journal The Lawyer's Magazine 68 ff. (1986); Knoke, ZVersWiss 79, 583 ff., (592 ff.); Prosser/Keeton, On Torts, 5th ed. 1984
- (当) 詳細は、Zeller PHI 1985, 166 ff., 167; s. a. Dallitz, Caveat America, 1985, S. 36 ff., 50 ff.; Connolly VW 1986, 44 ff.; ヨーロッパへの波及について、Schmidt-Salzer VP 1985, 57 ff.
- Knoke aaO (Fußn.13) S. 593 m. Nw.; Hoechst aaO (Fußn.9) S.152.

- 代表として、Moran v. Johns-Manville Sales Corp., 691 F. 2d 811, 815 (6th Cir.1982).
- Co.66 Tex. 530 (1885) Hink v. Sherman, 164 Mich. 352,357 (1911); Fay v. Parker, 53 N. H. 342, 380 (1873); Stuart v. Western Union Tel.
- (%) Reinah Dev. Corp. v. Kaaterskill Hotel, 86 A. D. 50, 448 (1982)
- <u>19</u> Manville 事件(Fun.16) について、Volz, VersR 87, 229 (233) はこれを明示する。
- 20 A. A. Zöller/Geimer, ZPO, 15. Aufl. 1987, § 328 Rn. 77; Graf v. Westphalen RIW/AWD 81, 141 ff., 143.
- 21 Schütze in Festschrift für Heinrich Nagel 1987 S. 392 ff., 394 bis 397 簡にして要を得たものとして、Deutsch, Haftungsrecht, Bd. I, 1976, §6 III I und 2; Larenz, Lehrbuch des
- Schuldrechts, Bd. I, 13. Aufl. 1987, § 27 I, S. 393; Mertens in MünchKomm. zum BGB, 2. Aufl. 1986, Vor § § 823-853 Rn.
- 予防はしばしば重要性を奪われている。 代表として、Larenz aaO(Fun.22) § 271 I S. 423. 勿論、保険によるカヴァーの可能性があるため反射的効果としての
- VersR 83, 874, 875 f.)、外国の異なるカテゴリーに対し原則としてこれを容認するとしたが、事件に関係のない公序の相 連邦通常裁判所は、外国判決の承認手続においてドイツの賠償限度額を上回ることを認め(BGHZ 88, 17 ff., 22, 26 =
- Caemmerer,1978, S. 389, 392 ff.; Mertens aaO (Fun.22) § 847 Rn. 2 ff.; Larenz, Schuldrecht, Bd.II, 12. Aufl. 1981, § Lange, Schadensersatz, 1979, § 7 IV 2, S. 264 ff.; Deutsch aaO (Fun.22) S. 471 f.; Kötz in Festschrift für v.

当性の限界については言及していない。

BVerfGE 34, 269 ff.(285).出版の自由に対する侵害について述べられた考えは一般化されえよう。

75III, S. 681 u. a.; BGHZ18, 149 (154) = VersR 55, 615 (616).

代表として、Deutsch aaO (Fun.22) S. 381 莫大な賠償額と著しく齟齬する場合、承認を拒絶しようとする Geimer (Zöller/Geimer aaO (Fußn.20) § 328 Rn.

- 169) の考えもこうした方向にある。 粋以'BGHZ 35, 363 (367 f.) = VersR 61, 951 (952); BGHZ 39, 124, (131 ff.) = VersR 63, 465 (467).
- BVerfGE 34, 269 ff. (274 f., 281 f., 289 ff.).
- 最近では、BGHZ 51, 290 ff.,(293 f.)m. Nw. und BGH AnwBl 77, 66 (67).
- 32 Grundlegend BGHZ 22, 162 ff. m. Nw.; 44, 183 (187); 51, 290 (292 ff.) (Ausnahme)
- 34

BGHZ 44, 183 ff.= NJW 66. 296 ff.

33

Stein/Jonas/Münzberg, ZPO, 20. Aufl. Stand VII 1978, § 722 Rn. 20; Thomas/Putzo, ZPO, 15. Aufl. 1987, § 723 例えば、Matscher in Festschrift O. Reimer, 1976, S. 33, 38 f.

Bem. 3a; Matscher aaO (Fun. 34) S.33 ff.,37; Geimer in Geimer/Schütze, Internationale Urteilsanerkennung, Bd. I/

(希) OLG München ZZP 94 (1981), 462 ff.; Strner ZVerglRWiss 81 (1982), 159 ff., 205/206

ドイツ民訴法三二八条一項〔外国判決の承認〕 (一乃至三号および五号省略) 判決の承認が善良の風俗またはドイツの法律の目的に反するであろうとき。 外国裁判所の判決は、以下の場合これを承認することができない。

同七二二条(外国判決の執行力) 外国裁判所の判決に基づく強制執行は、執行判決によりこれが許されることを宣言

した場合に限り行うことができる。

がないときは、第二三条により債務者に対して訴えを提起することができる区裁判所または地方裁判所が管轄する。 同七二三条〔外国判決のための執行判決〕 執行判決を求める訴えについては、債務者の普通裁判籍所在地の区裁判所または地方裁判所が管轄し、普通裁判籍 執行判決は、裁判の適法性審査を行うことなくこれを発する。

は、判決の承認が第三二八条に従い排除される場合はこれを発することができない。

② 執行判決は、外国裁判所の判決がその裁判所につき適用される法に従い確定したる場合にこれを発する。執行判決

なお、わが国の民訴法二○○条三号および民事執行法二四条参照。